

## 開発事業における防犯灯の設置基準等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則（平成12年3月31日西宮市規則第115号）第3条に規定する防犯灯について、開発事業における設置基準を定めることにより、夜間の街頭犯罪の防止を図ると共に、安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における歩行者の安全の確保及び犯罪の防止を図るため、市が管理する夜間常時点灯している照明灯をいう。
- (2) 道路照明灯 道路法（昭和27年法律第180号）等に基づき、国及び地方公共団体の道路管理者が所管する交通量の多い幹線道路、交通事故多発地点、交差点等に道路管理者が設置する照明灯をいう。
- (3) 公園灯 地方公共団体が所管する公園に、利用者の利便性及び安全性に寄与するために地方公共団体が設置する独立型照明灯をいう。
- (4) 商店灯 歩行者、買い物客等の安全性、利便性及び快適性を高めるために商店街団体が設置する照明灯をいう。
- (5) 公益照明 防犯灯、道路照明灯、商店灯、公園灯等の総称をいう。
- (6) 関電柱 関西電力株式会社（以下「電力会社」という。）が所有する電柱をいう。
- (7) NTT柱 西日本電信電話株式会社（以下「電信会社」という。）が所有する電柱をいう。
- (8) 鋼管柱 防犯灯を設置する鋼管ポール等をいう。
- (9) 開発事業 西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例（平成12年3月30日西宮市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第1項第5号に規定する行為をいう。
  - (10) 事業主 条例第2条第1項第11号に規定する者をいう。
  - (11) 移管 開発事業によって設置された防犯灯の所有権を市へ移すことをいう。

### (開発事業における防犯灯の設置)

第3条 開発事業によって、市へ帰属する道路を建設する場合は、当該道路上に防犯灯を設置しなければならない。

### (防犯灯の設置基準)

第4条 防犯灯設置の方法及び技術仕様等は次のとおりとする。

- (1) 防犯灯の設置場所は、開発事業によって市に帰属する道路敷地内とする。

- (2) 防犯灯は、おおむね2.5メートルの間隔で設置するものとする。ただし、既存の公益照明がある場合等は、この限りでない。
- (3) 灯具は関電柱、又はN T T柱に電柱共架により設置すること。ただし、無電柱化等により共架できる電柱が無い場合は、鋼管柱を建てて設置するものとする。
- (4) 車道と歩道が分離されている場合は、原則として歩道を照らすこと。
- (5) 防犯灯の灯具の最下端は、地上から4.5メートル以上（歩道においては3.5メートル以上）とする。
- (6) 灯具の仕様は次のとおりとする。
  - ア 白色系LED
  - イ 入力容量は10VA未満
  - ウ 自動点滅器（照度センサー）内蔵型
  - エ 公益社団法人日本防犯設備協会が実施するR B S S（優良防犯機器認定制度）の認定品又はそれと同等以上の性能であることが証明できるものとする。
- (7) 鋼管柱の仕様は次のとおりとする。
  - ア 全長6メートル、直径9センチメートル程度のストレートタイプ(キャップ付き)とする。
  - イ 炭素鋼鋼管に溶融亜鉛メッキ処理を施したものとする。
  - ウ 地中に碎石を敷いた上に、コンクリート基礎を設置して固定するものとする。基礎の形状は、縦横50センチメートル及び深さ80～100センチメートル程度の直方体とする。
  - エ 地際から上部40センチメートル程度、下部15センチメートル程度に腐食処理を施すこと。

(事前協議)

第5条 事業主は、防犯灯を設置する場合において、次の各号について、市と事前に協議するものとする。

- (1) 防犯灯の配置予定位置
- (2) 設置する灯具、鋼管柱の仕様
- (3) 設置完了後の市への移管について  
(設置場所等の届出)

第6条 事業主は、前条の協議結果について、防犯灯設置等事前協議結果報告書（第1号様式）を防犯灯の配置図面等を添えて市へ提出しなければならない。

(設置完了報告及び検査)

第7条 事業主は、防犯灯の設置又は完了したときは、防犯灯設置完了報告書（第2号様式）に設置後の写真（以下「写真」という。）を添えて、市に提出するものとする。写真については、市の指示するものとする。

2 市は、前項の規定により防犯灯設置完了報告書及び写真の提出があったときは、速や

かに現地を検査し、その結果を事業主へ通知するものとする。

- 3 市は、前項の規定により検査した結果、設置された防犯灯に不備があるときは、直ちに事業主に改修を指示し、再検査するものとする。

(移管事務手続)

第 8 条 事業主は、前条の規定による検査が合格した後、防犯灯移管申請書（第 3 号様式）に 電気使用申込書の写しを添えて、市へ提出するものとする。

- 2 市は、前項の規定により防犯灯等移管申請書及び電気使用申込書の写しの提出があったときは、遅滞なく電力会社に電気契約の名義変更手続を行うものとする。

- 3 電気契約の名義変更手続前の電気料金については、事業主の負担とする。

(設置等費用)

第 9 条 防犯灯及び鋼管柱の設置に係る費用については、事業主の負担とする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に協議する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。